

報告第3号

専決処分(桐生市地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化のための固定資産税の課税の特例に関する条例の一部改正)の承認を求めるについて

地方自治法(昭和22年法律第67号)第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、承認を求める。

令和7年5月8日提出

桐生市長 荒 木 恵 司

専 決 処 分 書

桐生市地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化のための固定資産税の課税の特例に関する条例の一部を改正する条例

上記について、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 179 条第 1 項の規定により、別紙のとおり専決処分する。

令和 7 年 3 月 31 日

桐生市長 荒 木 恵 司

桐生市条例第 29 号

桐生市地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化の
ための固定資産税の課税の特例に関する条例の一部を改正する条例

桐生市地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化のための固定資産税の課税の特例に関する条例(平成 20 年桐生市条例第 5 号)の一部を次のように改正する。

第 2 条中「令和 7 年 3 月 31 日」を「令和 10 年 3 月 31 日」に改める。

附 則

この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

報 告 説 明

報告第 3 号 専決処分(桐生市地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化のための固定資産税の課税の特例の関する条例の一部改正)の承認を求めるについて

地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律第二十六条の地方公共団体等を定める省令の一部改正に伴い、桐生市地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化のための固定資産税の課税の特例に関する条例について所要の改正を行う必要が生じましたが、議会の議決すべき事件について特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかでしたので、令和 7 年 3 月 31 日に専決処分をもって措置したものです。

主な内容は、課税の特例の対象となる施設の設置期限を「令和 7 年 3 月 31 日」から「令和 10 年 3 月 31 日」に改めるものです。